

新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会開催要綱

(平成22年3月31日)

(改正平成24年6月12日)

(目的)

1. 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、厚生労働省健康局に、本事業に係る申請の採択の可否等について評価を行う「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を開催する。

(組織)

2. 評価委員会は、委員概ね7人で組織する。

(委員)

3. 評価委員会の委員は、本事業及びそれに関連する分野の専門家から厚生労働省健康局長が選任する。なお、特に必要と認める場合には、当該事業等の専門家以外の有識者等からも選任できるものとする。

(任期)

4. 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は再任されることができる。

(座長)

5. 評価委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。座長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を行う。

(委員の留意事項)

6. (1) 評価委員会の委員は、自らが所属している法人の申請については、評価しないものとする。
(2) 委員は、以下について留意するものとする。
 - ① 評価を行うに際しては、あくまで公正な立場を堅持すべきものであること。
 - ② 評価委員会における評価事項及び資料について、口外し、又は複写を行わないこと。
(3) その他委員が留意する事項については、別に定める。

(評価委員会の庶務)

7. 評価委員会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課において行う。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他評価委員会の運営に関し必要な事項は評価委員会が定める。